

お客さま 各位

備前日生信用金庫

民法改正を踏まえた各種規定等改定のお知らせ

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫は、令和2年（2020年）4月1日に施行される民法改正を踏まえ、同日より各種規定等を改正させていただきます。

なお、改正後の新規定は、規定改正前よりお取引をいただいているお客さまにも適用させていただきます。

記

1. 改正する内容

(1) 定型約款の変更に関する事項

各種規定変更時の必要な手続き要件等について明確にいたしました。（下線部が追加・変更箇所です。）

【対象規定】

「総合口座取引規定」、「普通預金規定」、「貯蓄預金規定」、「納税準備預金規定」、「通知預金規定」、「定期預金共通規定」、「譲渡性預金規定」、「定期積金（スーパー積金）規定」、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（休眠預金等活用法）に係る預金規定（全預金共通）、「財産形成預金共通規定」、「貸金庫規定」、「当座勘定規定（一般用）」、「キャッシュカード規定」、「ICカード特約」、「デビットカード取引規定」、「振込規定」、「しんきんインターネットバンキング利用規定」、「しんきん法人インターネットバンキング利用規定」、「でんさいサービス利用規定」

○（規定の変更）（注）各番号は各規定により異なります。「キャッシュカード規定」、「ICカード特約」、「デビットカード取引規定」については、同様の改定を行います。

（1）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

（2）前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

(2) 定期預金の満期日前解約に関する制限

定期預金の期日前解約のお取扱いについて明確にいたしました。（下線部が追加・変更箇所です。）

【対象規定】

「定期預金共通規定」、「期日指定定期預金規定」、「自動継続期日指定定期預金規定」、「自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）」、「自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）」、「自由金利型定期預金規定（大口定期預金）」、「自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期預金）」、「変動金利定期預金規定」、「自動継続変動金利定期預金規定」、「定額複利預金規定」、「自動継続定額複利預金規定」、「財産形成期日指定定期預金規定」、「財形年金預金規定」、「財形住宅預金規定」

■「定期預金共通規定」の例（注）他の「財形預金規定」についても、同様の改定を行います。

3.（預金の解約、書替継続）

（1）この預金は、当金庫がやむをえないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

[以下、省略]

■「期日指定定期預金規定」の例（注）他の「定期預金規定」「財形預金規定」についても、同様の改定を行います。

2.（利息）

（1） [省略]

（2） [省略]

（3） この預金を「定期預金共通規定」第3条第1項により満期日前に解約する場合および「定期預金共通規定」第3条第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

[以下、省略]

（3）後見人等が法定後見制度の対象となった場合の届出の義務化

預金者が後見制度の対象となった場合の届出については、すでに預金規定に定めていますが、今回、預金者の後見人等が後見制度の対象となった場合にも届出けていただくように改正いたします。（下線部が追加・変更箇所です。）

【対象規定】

「総合口座取引規定」、「普通預金規定」、「貯蓄預金規定」、「納税準備預金規定」、「通知預金規定」、「定期預金共通規定」、「譲渡性預金規定」、「定期積金（スーパー積金）規定」、「財産形成預金共通規定」、「当座勘定規定（一般用）」

○（成年後見人等の届出）（注）各番号は各規定により異なります。

（1） 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。

[以下、省略]